

一時帰国中に在留期間満了日が経過した EPA 候補者等の再入国手続きのための 査証取得手続きのご案内

2020 年 10 月 14 日
(公社) 国際厚生事業団

はじめに

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、母国に一時帰国中に在留期間を満了したため再入国ができない EPA 候補者・合格者（以下、「候補者等」）は、日本に再入国するには、査証を取得して入国する必要があります。

この手引きは、その査証申請手続きをまとめたものです。

新型コロナの影響に伴う渡航制限のため、現地日本大使館での査証申請の受付業務は一時中断しておりましたが、インドネシア、フィリピン、ベトナムともに受付業務を再開しました。

査証発給には、一定の時間がかかります。再入国を希望する候補者等は、この手引きをよく読んで手続きの準備を開始してください。

また、受入れ機関（施設）におかれましては、ご本人の手続きに必要な支援をよろしくお願い致します。

1. 必要書類

査証申請をする候補者等（以下、「申請者」）は、次の1～10の書類を準備してください。また、「2. 各必要書類の注意事項」も参照してください。なお、「10. その他追加書類」は、査証審査の際に日本大使館から求められた場合に準備してください。

【必要書類一覧】

	必要書類	準備する人
1	査証申請書	申請者本人
2	写真	
3	在留カードの写し	
4	旅券	
5	（合格者のみ）資格取得を証明する書類の写し	
6	（フィリピン人の場合）出生証明書の写し （インドネシア人の場合）KTP（住民登録証）の写し	
7	受入れ機関作成の理由書（原本）	受入れ機関
8	誓約書（外国人レジデンストラック用）（写し2通）	受入れ機関
9	質問票	申請者本人
10	その他追加書類（既婚者は婚姻証明書など必要に応じて）	申請者本人／受入れ機関

2. 各必要書類の注意事項

1. 査証申請書 1通

申請書は、日本大使館に置いてあります。申請書に必要事項を記入して、署名してください。

申請書類は、以下の外務省HPの「3. ビザ申請書類」からもダウンロードできます。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/index.html>

2. 写真 1 枚

申請書用の写真を 1 枚用意してください。注意事項は次のとおりです。

- ・ 申請者本人のみを撮影したもの
- ・ 6 カ月以内に撮影したもの
- ・ 正面、無帽、無背景
- ・ 縦 45 ミリメートル×横 45 ミリメートル（ふちなし）
- ・ カラーでも白黒でも可

3. 在留カードの写し 1 通

在留カード（在留期間満了日が経過しているもの）の表と裏のコピーを用意してください。

4. 旅券

有効な旅券を用意してください。

5. （合格者のみ）資格取得を証明する書類の写し

EPA 看護師の場合：

「看護師免許証」、「看護師籍登録済証明書」のうちのいずれかの写し。

申請者が、国外にいるため看護師の登録手続きがまだ終わっていない場合は、従前のおり、「短期滞在」の査証の申請・発給を受けて上陸し、看護師免許申請、「特定活動（EPA 看護師）」への在留資格の変更許可申請を行ってください。

EPA 介護福祉士の場合：

「介護福祉士登録証」の写し。

申請者が、国外にいるため介護福祉士の登録手続きがまだ終わっていない場合は、登録完了後に査証申請手続きを行ってください。

6. (フィリピン人の場合) 出生証明書の写し
(インドネシア人の場合) KTP (住民登録証) の写し

フィリピン人の場合：

出生証明書の写しは、国家統計局発行1年以内のものを用意してください。もし、現地の事情により入手が難しい場合は、この限りではありません。

インドネシア人の場合：

KTP (住民登録証) の写しに有効期限はありません。

7. 受入れ機関作成の理由書 (原本1通)

理由書とは、一時帰国中に在留期間満了日が経過した経緯や再入国の必要性を記載した書面であり、受入れ機関に準備いただきます。

理由書の様式は特にありません。日本語、もしくは英語で作成してください。英語の場合は、日本語の仮訳も必要です。受入れ機関は、理由書に押印のうえ、原本を申請者本人に郵送してください。

理由書の記載内容は、以下のとおりです。

理由書の記載内容 ※【参考1】「理由書 参考様式」ご参照

- ・ 作成日
- ・ 受入れ機関名、代表者名、受入れ機関の押印 (法人印又は理事長印)
- ・ 受入れ機関の住所、電話番号
- ・ 再入国する候補者等の氏名 (ローマ字で旅券通りに記入)、生年月日、性別、国籍
- ・ 一時帰国中に在留期間満了日が経過した経緯
- ・ 再入国する必要性

8. 誓約書（外国人レジデンストラック用）（写し2通）

誓約書様式は、以下の外務省 HP に掲載されています。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page25_002003.html

誓約書様式は、上記外務省 HP の「2 外国人の方」の「(2) レジデンストラック」の「【必要書類】誓約書（外国人レジデンストラック）(PDF)」です。【参考2】「誓約書様式（外国人レジデンストラック用）」ご参照。

受入れ機関は、以下の「【記入上の留意点】」をご確認の上、誓約書に必要事項を記入・署名し、原本をスキャンして PDF データを申請者本人に電子メールで送付してください。

【記入上の留意点】

- ・誓約書1枚目「1. 一般事項」の「(1) 対象者」の「滞在期間」には、当該候補者等の雇用契約期間を記載してください。
- ・誓約書1枚目「1. 一般事項」の「(2) 誓約内容」の「訪日目的（真に急を要し、必要不可欠な理由を具体的に記載）」には、上記「7. 受入れ機関作成の理由書」の「再入国する必要性」を記載してください。
- ・誓約書2枚目下に記載する受入責任者については、受入れ機関代表者又は受入れ機関ご担当者のいずれで記載いただいても結構です。

申請者は、受入れ機関より受け取った誓約書の PDF ファイルを2部印刷して、2部とも送り出し調整機関経由で大使館に提出してください。

申請者は、日本入国後、誓約書の写しを空港の検疫に提出する必要があります。申請者は、査証申請受付時、誓約書の写し1部が返却されたことを必ず確認してください。

9. 質問票

質問票様式は日本大使館 HP に掲載されています。本様式は、今後も変更となる予定ですので、必ず日本大使館 HP から最新の質問票を入手し、必要事項を記入の上、申請者本人が署名してください。（【参考3】「質問票様式」ご参照）

10. その他追加提出書類

査証の審査の必要に応じて、既婚者は婚姻証明書など書類の追加提出を日本大使館から求められる場合があります。

3. 日本入国時の防疫措置

別紙「日本入国時の防疫措置」をご参照ください。

4. 申請先

申請者本人は、下記の送り出し調整機関に上記「1. 必要書類」の申請書類を提出してください。

申請者から書類を受け付けた送り出し調整機関が、現地日本大使館に申請を致します。
(インドネシア、フィリピン、ベトナムともに現地日本大使館の査証申請受付が再開しました。)

【送り出し調整機関（申請書類の提出先）】

フィリピン

送り出し調整機関	フィリピン海外雇用庁 Philippine Overseas Employment Administration (POEA)/ Government Placement Branch (GPB)		
電話	+63-2-8722-1175	メール	po eagpb@poea.gov.ph
担当者	Atty. Rosemarie G. Duquez, Director II, GPB		

インドネシア

送り出し調整機関	インドネシア移住労働者保護庁 (Agency for the Protection of Indonesian Migrant Workers (BP2MI))		
電話	+62-2-1790-1158	メール	-
担当者	Yerni Agustinar (Ms.)		

ベトナム

送り出し調整機関	ベトナム労働・傷病兵・社会省海外労働局 (Department of Overseas Labour, Ministry of Labour, Invalids and Social Affairs (DOLAB))		
電話	+84-24-3824-9517	メール	dolab@dolab.gov.vn
担当者	Nguyen Thi Thanh Tam (Ms.)		

5. 査証手数料

日本円で 3,000 円相当 ^(※)

フィリピン：1400 フィリピンペソ

インドネシア：390,000 ルピア

ベトナム：640,000 ドン

(※) 東日本大震災において特に甚大な被害を受けた岩手県、宮城県、福島県を就労先とする場合は、査証手数料は免除されます。

申請費用の負担は、申請者と受入れ機関の間で話し合ってください。

査証手数料は申請時に支払う必要があるため、申請者が、送り出し調整機関に必要書類を提出する際に、いったん支払ってください。

6. 査証発給までの所要期間

査証申請に必要な書類を日本大使館が受理した日から 1～2 か月程度。

ただし、審査等により、これよりも時間がかかる場合がありますので、十分余裕をもって申請されることをお勧めします。

7. 査証の受取り

査証の準備ができたなら、日本大使館又は送り出し調整機関から申請者本人に連絡があります。

申請者本人又は送り出し調整機関が日本大使館で査証を受け取ってください。

8. お問い合わせ先

公益社団法人 国際厚生事業団 受入支援部

電話：03-6206-1138 メール：shien-assen@jicwels.or.jp

理 由 書

年 月 日

外 務 大 臣 殿

受入れ機関名：

代表者名：

印 (※注)

住所：

電話番号：

【経緯等の記載例】

当機関で受入れ中のE P A看護師（介護福祉士）（候補者）（氏名： 、
生年月日： 、性別： 、国籍： ）については、〇年〇月
より〇〇のため母国へ一時帰国中であったが、新型コロナウイルス感染症の感染
拡大に伴い、日本において入国制限措置が執られたことから、在留期間満了日
（〇年〇月〇日）までに日本へ再度入国をすることが不可能であった。

【再入国の必要性の記載例】

- ・ 合格者の場合：「申請者は引き続き日本において就労を行う意向があり、当機関としても雇用の継続を希望することから再入国が必要であり、査証申請を行う。」
- ・ 候補者の場合：「申請者は引き続きE P Aプログラムを継続する意向があり、当機関としても継続を希望することから再入国が必要であり、査証申請を行う。」

(※) 受入れ機関名のみの場合は、法人印を、代表者名を記載する場合は、理事長印を押印してください。

【参考 2】誓約書様式（外国人レジネストラック用）

※様式は外務省 HP からダウンロードしてください。

Residence Track

（2020年9月17日更新）
（外国人レジネストラック）

外務大臣
厚生労働大臣 殿

誓約書

1 一般的事項

（企業・団体名）

は、下記の者（以下「対象者」といいます。）の本邦入国に際し、以下の事項を誓約いたします。

（1）対象者

名前（アルファベット） 国籍 旅券番号 出発国・地域 本邦滞在予定期間

入国拒否の対象地域から入国する場合、右欄にチェックを入れること ☐

（2）誓約内容

ア 対象者の訪日目的が真に急を要し、必要不可欠なものであること。

訪日目的：

（真に急を要し、
必要不可欠な理由
を具体的に記載。）

イ 対象者が、入国前 14 日以内に出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）に基づく入国拒否の対象地域（出発国・地域を除く。）に滞在歴がないことを保証すること。（注）

（注）出発国・地域から訪日する途中で入国拒否の対象地域を経由する際、当該国・地域に入国・入域許可を受けて入国・入域している場合は、滞在歴があるものとします。

ウ 対象者に対し、本邦入国後に厚生労働省の要請に従った行動をとらせ、そのために必要な管理を行うこと。

エ 対象者に対し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大につながるおそれのある対人接触や行動を行わないよう指導及び監督すること。

オ 対象者が、上記ウの厚生労働省の要請に反する行動をとった場合又は上記エの指導若しくは監督に従わない場合には厚生労働省検疫所業務管理室に対して、また、新型コロナウイルス感染症の疑いのある症状を有することが確認された場合には、対象者の自宅又は宿泊場所を管轄する保健所に対して、直ちに報告するとともに、日本国政府の関係当局の指示に従うこと。

2 防疫事項

当企業・団体として、以下の事項について、対象者に説明の上、本人の同意を得たこと、また、その実施を確保するため必要な措置をとることを誓約いたします。

（1）対象者が入国拒否の対象地域から入国する場合

ア 対象者は、入国前 14 日間、検温を行い、仮に発熱や呼吸器症状、倦怠感等を含む新型コロナウイルス感染症の症状が認められる場合には、本邦への渡航を中止すること。

イ 対象者は、現地出発前 72 時間以内に新型コロナウイルスに関する検査を受け、所定のフォーマットを用いて現地医療機関から、「陰性」であることを証明する検査証明を取得し、本邦入国時には検疫官及び入国審査官に対し、当該証明又はその写しを提示・提出すること。また、対象者は、入国審査官に当該証明又はその写しを提出できない場合には、出入国管理及び難民認定法の規定に基づき、入国拒否の対象となることについて理解すること。

ウ 対象者は、入国時に、民間医療保険（滞在期間中の医療費を補償する旅行保険を含む。）に加入していること。

エ 対象者又は受入企業・団体は、入国時に、対象者又は受入企業・団体が使用するスマートフォンに LINE アプリをインストールし、また、入国後 14 日間毎日、同アプリを活用し、対象者の自宅又は宿泊

Residence Track

(2020年9月17日更新)

場所を管轄する保健所に対象者の健康状態の報告を行うこと。

- オ 対象者は、入国時に、携行するスマートフォンに、厚生労働省が指定する接触確認アプリを導入し、また、入国後14日間、同アプリの機能を利用すること。
- カ 対象者は、入国時に、携行するスマートフォンの地図アプリ機能等を利用した位置情報の保存を開始し、また、入国後14日間、位置情報を保存すること。
- キ 対象者は、入国時、新型コロナウイルス感染症の検査を受け、その結果が判明するまで、検疫所長が指示した待機場所に留り、他の者と接触しないこと。
- ク 空港外の検査結果待機場所が必要な場合、待機場所は自宅又は受入企業・団体が確保した施設とし、その費用は受入企業・団体が負担すること。
- ケ 対象者は、入国後14日間、移動手段を下記のいずれかに限ること。
 - ・自家用車
 - ・受入企業・団体所有車両
 - ・レンタカー
 - ・ハイヤー
- コ 対象者は、検査結果判明後は、入国後14日間、自宅又は宿泊場所で待機することとし、不特定の者との接触を行わないこと。
- サ 入国後14日以内に対象者が有症状となった場合、受入企業・団体は、速やかに対象者の自宅又は宿泊場所を管轄する「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、滞在していた地域を伝え、対象者を指定された医療機関に受診させること。
- シ 入国後14日以内に対象者が陽性となった場合、対象者及び受入企業・団体は、スマートフォン等に保存した入国後の位置情報を速やかに管轄保健所に提示するなど、その調査(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条に基づく積極的疫学調査)に協力すること。
- ス 受入企業・団体は、対象者が上記(1)カの位置情報の保存を行うこと及び上記(1)シの調査への協力として必要な情報提供を求められた際には位置情報を提示することにつき、あらかじめ対象者本人の同意を書面できとりつけておくこと。
- セ 受入企業・団体は、下記の感染防止対策を徹底すること。
 - 対象者及び接触者の①マスク着用、②手指消毒の徹底、③「3密」を避ける
- ソ 対象者は、上記の同意事項に反したことが明らかとなった場合等、不実の記載のある文書等により査証又は再入国関連書類提出確認書の申請を行い上陸許可を受けたと認められる場合には、出入国管理及び難民認定法の規定に基づく在留資格取消手続及び退去強制手続の対象となり得ることについて理解すること。

(2) 対象者が**入国拒否の対象地域ではない国・地域**から入国する場合

- ア 対象者は、入国前14日間、検温を行い、仮に発熱や呼吸器症状、倦怠感等を含む新型コロナウイルス感染症の症状が認められる場合には、本邦への渡航を中止すること。
- イ 対象者は、入国時に、民間医療保険(滞在期間中の医療費を補償する旅行保険を含む。)に加入していること。
- ウ 対象者は、入国後14日間、移動手段を下記のいずれかに限ること。
 - ・自家用車
 - ・受入企業・団体所有車両
 - ・レンタカー
 - ・ハイヤー
- エ 対象者は、入国後14日間、自宅又は宿泊場所で待機することとし、不特定の者との接触を行わないこと。
- オ 入国後14日以内に対象者が陽性となった場合、対象者及び受入企業・団体は、管轄保健所の調査(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条に基づく積極的疫学調査)に協力すること。
- カ 受入企業・団体は、下記の感染防止対策を徹底すること。
 - ①対象者及び接触者のマスク着用、②手指消毒の徹底、③「3密」を避ける
- キ 対象者は、上記の同意事項に反したことが明らかとなった場合等、不実の記載のある文書等により査証の申請を行い上陸許可を受けたと認められる場合には、出入国管理及び難民認定法の規定に基づく在留資格取消手続及び退去強制手続の対象となり得ることについて理解すること。
- ク 対象者は、以下の事項の実施が推奨されていることを理解すること。

- ー入国時に、携行するスマートフォンに、厚生労働省が指定する接触確認アプリを導入し、また、入国後14日間、同アプリの機能を利用すること。
- ー入国時に、携行するスマートフォンの地図アプリ機能等を利用した位置情報の保存を開始し、また、入国

Residence Track

(2020年9月17日更新)

後 14 日間、位置情報を保存すること。
—入国後 14 日間毎日、自身の健康状態を観察し、有症状となった場合、速やかに自宅又は宿泊場所を管轄する「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、滞在していた地域を伝え、指定された医療機関を受診すること。

- 3 上記 1 及び 2 の誓約に違反した場合、関係当局により企業・団体名が公表され得るとともに、今後当企業・団体の招へいする者に対し、本件措置に基づく本邦入国が認められないことがあることを理解します。

年 月 日

企業・団体名・部署名

受入責任者名

印

(自署)

肩書

住所

電話

【参考3】質問票様式

※必ず最新版の様式を日本大使館 HP からダウンロードしてください。

Ver. 12

質 問 票

氏 名 _____ ☐ 男 ☐ 女 _____

生年月日 _____

国 籍 _____ 旅券番号 _____

以下の質問に答えて、該当欄口には ☐ (チェック) を記入して下さい。

質問

訪日予定日前 14日以内 に、以下の国／地域のいずれかに滞在する予定がありますか。又は滞在していましたか。

☐ 予定がある/滞在していた ☐ 予定がない/滞在していない

回答が「予定がある/滞在していた」の場合、以下に該当する国・地域に丸印を付けてください。

○アジア地域

インド、インドネシア、シンガポール、タイ、韓国、中国(含:香港、マカオ)、台湾、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、モルディブ

○大洋州地域

豪州、ニュージーランド

○北米地域

米国、カナダ

○中南米地域

アルゼンチン、アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ、エクアドル、エルサルバドル、ガイアナ、キューバ、グアテマラ、グレナダ、コスタリカ、コロンビア、ジャマイカ、スリナム、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント及びグレナディーン諸島、チリ、ドミニカ共和国、ドミニカ国、ニカラグア、ハイチ、パナマ、バハマ、パラグアイ、バルバドス、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、ボリビア、ホンジュラス、メキシコ

○中東地域

アフガニスタン、アラブ首長国連邦、イスラエル、イラク、イラン、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、トルコ、バーレーン、パレスチナ、レバノン

○欧州地域

アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、アンドラ、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、北マケドニア、キプロス、ギリシャ、キルギス、クロアチア、コソボ、サンマリノ、ジョージア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、パチカン、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、マルタ、モナコ、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルーマニア、ルクセンブルク、ロシア

○アフリカ地域

アルジェリア、エジプト、エスワティニ、カーボヴェルデ、ガーナ、ガボン、カメルーン、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、コートジボワール、コモロ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ、シエラレオネ、ジブチ、スーダン、赤道ギニア、セネガル、ソマリア、中央アフリカ、ナミビア、ボツワナ、マダガスカル、南アフリカ、モーリシャス、モーリタニア、モロッコ、リビア、リベリア

記入年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

申請人署名 _____

※本質問票に虚偽の申告を行った場合、査証発給拒否となり、同一目的では6か月間査証申請が受理されません。また査証発給後に虚偽の申告が判明した場合は査証が取り消されます。

※日本入国時に虚偽の申告を行った場合、出入国管理及び難民認定法の規定により、日本への入国が拒否されます。入国後に判明した場合、同法により、3年以下の懲役若しくは禁錮、又は300万円以下の罰金が科されます。またその際は、在留資格が取り消され、退去強制の対象となる場合があります。